

青森家庭裁判所委員会（第36回）議事概要

1 日時 令和4年7月1日（金）午後2時40分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（50音順、敬称略）

小山田文泰、加藤亮、加福拓志、小池忠太、児玉寛子、斉藤尚、瀬田浩久、
松村浩二、松本史晴、三上富士子

(2) 説明者

瀬田浩久家裁上席裁判官、貝原弓子家裁事務局長、丹裕樹家裁訟廷管理官、
直井克哲家裁主任書記官

4 議事

(1) 開会

(2) 加藤家裁所長挨拶

(3) 退任委員の紹介（敬称略）

小坂秀滋、佐藤健一、田邊三保子、三浦裕子

(4) 新委員の紹介（敬称略）

加藤亮、加福拓志、斉藤尚、松村浩二

(5) 委員長指名（家庭裁判所委員会規則第6条1項）

委員の互選により、家庭裁判所委員会委員長として加藤亮委員を選出した。

(6) 協議テーマ

家事調停に関する取組について

(7) 意見交換の要旨（◎委員長、○委員、□説明者）

意見交換に先立ち、家事調停手続の概要についてのDVD上映、青森家裁に
おける家事調停に関する取組状況等についての説明を行った。

◎ 家事調停に関する取組について、確認しておきたいところはあるか。

- 電話会議システムは、どれくらい使っているのか
- 月40件程度。1日当たり、午前1件、午後2件くらいである。
- ◎ 家事調停における利用者のニーズとして、どのようなことを重要視するべきか。
- 迅速、簡易な手続が重要であると考え。この点で電話会議システムのニーズがあると思うが、最近ではコロナ禍によりウェブ会議が浸透してきているため、ウェブ会議を大々的に進めたらどうか。
- ウェブ会議は、青森家裁ではまだ実施していない。現在実施しているのは東京家裁等4庁のみであるが、この先規模を広げていく予定である。

電話会議システムは迅速、簡易のメリットがある。当事者の合意が必要な調停は、来庁日を決めようとするのだいぶ先の日程になることもあるが、電話会議システムを利用することで、来庁の負担がなく調停の日程が決めやすくなる。

- 女性の経済的負担、子にかける時間などを配慮してもらえるとよい。例えば、調停に出席するための交通費や移動にかかる時間の負担の軽減など。
- 早期の離婚が得られれば給付が得られるという理由から、離婚を急ぎたいという方もいる。メリハリをつけた調停を実施するために、書面評議を行うこと、次回の調停までに当事者の方にも準備してもらうことによって、調停時間や回数を減らせるよう工夫をしている。
- 私は調停委員をしており、最初に当事者の方のお話をしっかり聞くように心掛けているが、電話会議システムの場合は、表情が分からないので非常に気を使う。その点ウェブ会議は表情が見られるので、すごく期待されるシステムである。

調停の中でも、面会交流は特に難しいと感じる。お子さんとの面会の場所を決めるのは難しく、丁寧に行うように心掛けている。

- ◎ 電話会議システムにおいて工夫しているところはあるか。

- どなたが在室しているか、御本人の確認、調停委員の紹介を行い、信頼関係の中で行っている。
- 電話会議システムの場合、本人確認のために、本人でないと知り得ない情報などを確認している。また、最寄りの裁判所に出頭してもらい電話会議システムを使用する場合は、当該裁判所の職員に本人確認を行ってもらっている。
- ◎ 面会交流の難しさについて教えてもらいたい。
- 私は弁護士であり、調停委員もしている。月に何回子供に会わせるのが正しいのか法律で決まっているものではないため、お互いの事情を踏まえてルールを決めるというのは調停に合ったものだと思う。心の中の思いの丈を話し、受け止めることで徐々に心のわだかまりが和らぎ、解決に向かっていく。調停委員は傾聴することが大切だと思う。
- ◎ 面会交流に家裁調査官が関与すると思うが、こういった職種なのか。
- 家裁調査官は、行動科学や社会科学といった専門的知見を持った職種であり、子をめぐる事件において、面会交流、子の監護者、親権をどうするのかに争いがある事件の立会や調査のほか、子のケアだけでなく親の葛藤の影響を子に与えないという認識を親に持ってもらおうというような活動を行っている。
- 調停は、当事者の話を聞いてあげることも大事だが、ただ漫然と聞いているだけではなく、あらかじめの打ち合わせにより要点を絞って充実した内容になるよう工夫されていることがわかった。
- ◎ 傾聴は大切だが漫然と聞かないために、調停委員に対して技能をつけるための工夫はあるか。
- 調停委員の研修会や、OJTの1つとして評議をまめに行い、調整の行い方を学んでもらっている。調停がうまくいくために、当事者とその代理人もだが、裁判所も含めて皆が同じ方向を向くことで解決に向かうと考え

る。また、裁判所として、そのお手伝いができればと考えているし、青森
家裁職員一同、そのような思いでいる。

(8) 次回開催期日及びテーマ

令和5年2月9日（木）午後1時30分から

テーマは、追ってお知らせする。

(9) 閉会